

新規狩猟者確保対策事業費補助金交付要綱

制定 平成25年3月27日 み自第2641号
改正 平成27年5月29日 み自第2383号
改正 令和3年4月1日 み自第3047号

(趣旨)

第1条 知事は、野生鳥獣の捕獲の担い手である狩猟免許所持者を確保・育成するため、市町村が行う狩猟免許を新規に取得した者又は銃砲の所持の許可を新規に取得した者に対して取得経費の一部を助成する事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助金の交付対象及び補助額)

第2条 この事業の対象となるのは、市町村が行う鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第39条に定める狩猟免許を新規に取得した者又は銃砲刀剣類所持等取締法第4条に定める銃砲の所持の許可を新規に取得した者に対して取得経費の一部を助成する事業とする。

2 補助対象経費及び補助率は別表1のとおりとする。

(補助金交付の申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする市町村は、補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号の書類を添えて、別の定める日までに、知事に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) その他、知事が必要と認める書類

(補助金交付の条件)

第4条 規則第6条に規定する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助金の交付の決定を受けた後、補助事業の内容の変更（別表1に定める軽微な変更を除く。）又は中止、廃止をしようとする場合においては、変更（中止、廃止）承認申請書（様式第4号）を提出し、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、すみやかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

2 知事は、第1項各号に定めるもののほか、補助金の交付の目的を達成するために必要な条件を附することができる。

(実績報告)

第5条 補助事業が完了したとき、又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、規則第

12条の規定に基づき、実績報告書（様式第5号）に次の各号の書類を添えて、事業の完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 事業明細書（様式第6号）
- (2) 収支精算書（様式第7号）
- (3) その他、知事が必要と認める書類

（補助金の交付）

第6条 補助金は、精算払いとする。ただし、知事が必要と認めた場合には、概算払いにより交付することができる。

2 補助金の概算払いを受けようとする市町村は、補助金概算払請求書（様式第8号）を知事に提出しなければならない。

（帳簿等の保存）

第7条 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び書類については整備のうえ、補助事業の完了した日から起算して5年を経過した日の属する会計年度の末日まで保存しなければならない。

（書類の提出）

第8条 規則又はこの要綱に基づき提出する書類は、各2部とし、山梨県環境・エネルギー一部自然共生推進課長に提出するものとする。

附 則

この要綱は、令和25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和27年5月29日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表1（第2条関係） 新規狩猟者確保対策事業の補助対象経費等

対象事業	補助対象経費	補助率	軽微な変更
新規狩猟免許取得費助成事業	新規狩猟免許取得者の予備講習会受講料（上限額 1人当たり10,000円）	当該経費の2分の1以内	1 補助事業の目的の達成に支障をきたすことなく、かつ、事業計画の細部の変更であつて、交付決定を受けた補助金の額の20%以内を減額する場合
新規銃砲所持許可取得費助成事業	新規銃砲所持許可取得者の射撃教習受講料（上限額 1人当たり35,000円）		

様式第1号（第3条関係）

番 号
年 月 日

山 梨 県 知 事 殿

所在地
市町村名
代表者名
印

新規狩猟者確保対策事業費補助金交付申請書

年度において、新規狩猟者確保対策事業を実施したいので、新規狩猟者確保対策事業費補助金交付要綱第3条の規定により、次の関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

- 1 事業種目
- 2 補助金交付申請額 金 円
- 3 事業計画書 別紙のとおり
- 4 収支予算書 別紙のとおり
- 5 事業完了予定年月日 年 月 日
- 6 その他関係資料

様式第2号 (第3条関係)

新規狩猟者確保対策事業計画 (明細) 書

区 分	事 業 内 容	事 業 費
計		

事業完了

年 月 日

第3号様式（第3条関係）

収 支 予 算 書

1 収入の部 (単位：円)

区分	予算額	備考
合 計		

2 支出の部 (単位：円)

区分	予算額	積算の基礎	備考
合 計			

様式第4号（第4条関係）

番 号
年 月 日

山 梨 県 知 事 殿

所在地
市町村名
代表者名 印

新規狩猟者確保対策事業変更（中止、廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった新規狩猟者確保対策事業費補助金について、次のとおり変更（中止、廃止）したいので承認されたく申請します。

- 1 変更（中止、廃止）理由
- 2 変更事項

（様式第2号、第3号により変更後の事項を記載するとともに、上段に変更前の事項をカッコ書きにすること）

様式第5号（第5条関係）

番 号
年 月 日

山 梨 県 知 事 殿

所在地
市町村名
代表者名
印

新規狩猟者確保対策事業費補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった新規狩猟者確保対策事業費補助金について、次のとおり関係書類を添えて実績を報告します。

- 1 事業種目
- 2 補助金交付決定額 金 円
- 3 補助金概算払済額 金 円
- 4 事業明細書 別紙のとおり
- 5 収支精算書 別紙のとおり
- 6 新規銃砲所持許可証又は新規狩猟免許証の写し
- 7 事業完了年月日 年 月 日
- 8 その他関係資料（新規狩猟免許取得者及び新規銃砲所持許可取得者の名簿等）

第6号様式（第5条関係）

新規狩猟者確保対策事業明細書

区 分	事 業 内 容	事 業 費

第7号様式（第5条関係）

収 支 精 算 書

1 収入の部

（単位：円）

区分	予算額	決算額	差引増減	備考
合 計				

2 支出の部

（単位：円）

区分	予算額	決算額	差引増減	備考
合 計				

第8号様式（第6条関係）

番
年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
市町村名
代表者 印

新規狩猟者確保対策事業費補助金概算払請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった新規狩猟者確保対策事業費補助金について、次のとおり概算払いの請求をします。

1 概算払請求額 金 円

2 内訳

補助金交付決定額 ①	既概算交付額 ②	差引額 ①-②=③	今回概算請求額 ④	備考

3 概算払請求の理由

4 支払いの方法

- (1) 現金 指定金融機関名 _____
- (2) 口座振替 振替先銀行名 _____ 預金種別（当座・普通）
口座名 _____ No. _____